

議案第78号

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月15日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区印鑑条例（昭和50年杉並区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条中「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「を使用して自ら暗証番号を入力することにより」を「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、申請に当たっては、暗証番号の入力その他の当該者が本人であることを示す措置であつて、規則で定めるものを行わなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

（提案理由）

移動端末設備を使用して行う多機能端末機による印鑑登録証明の申請等に係る規定を設ける等の必要がある。

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、 印鑑登録者（規則で定める者を除く。）は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は<u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、 印鑑登録者（規則で定める者を除く。）は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号_____）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）<u>を使用して自ら暗証番号を入力することにより</u></p>

が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 前項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、申請に当たっては、暗証番号の入力その他の当該者が本人であることを示す措置であつて、規則で定めるものを行わなければならない。

_____, 印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。